

新しい地域福祉計画の策定について

1 計画概要

計画名	市町村地域福祉計画
根拠法令	社会福祉法第 107 条
策定義務	任意（平成 30 年度から努力義務）
計画期間	平成 30 年度から平成 34 年度まで（5 年間）（予定）
特徴	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など支援を必要とする人が抱える課題に対して、地域住民と関係団体、行政が協力して取り組む考え方や支援策を記載・ 福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけ（平成 30 年度から）

2 策定状況

- 平成 15 年から「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と一体的に策定
⇒今回の改定から「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と分けて策定

3 改定理由

- 地域福祉の対象の多様化
 - ・ 平成 15 年以降、地域福祉の対象者として関連性が最も強い「高齢者」の計画に内包
⇒「生活困窮者」への支援策を盛り込むよう示されるなど、地域福祉の対象が多様化
- 複合的な課題への対応
 - ・ 「子育て」をしながら親の「介護」を行うなど、個人・世帯が抱える課題の複合化
⇒各分野にまたがる複合的な課題に対して、包括的な支援が必要

4 策定スケジュール

- 平成 29 年 7 月 地域福祉に係る市民アンケート調査
- 9 月 骨子作成
- 12 月 計画案作成
- 平成 30 年 1 月 パブリックコメント
- 3 月 計画決定